

# 景観法の様々な制度

## 景観行政団体が活用できる制度

### 景観計画・景観条例

景観づくりのための総合的な計画を定めます。

対象区域, 景観づくりの方針, 届出対象となる行為, 景観形成上重要な基準を定めます。

### 景観重要建造物・樹木

地域の景観上重要となる建築物, 工作物, 樹木を指定し, 積極的に保全する仕組みです。

現状変更に許可が必要となり, 修理には国の補助があります。

### 景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて, 行政と住民等が協働で取り組むための組織です。

### 景観協定

住民等の合意により景観に関する様々な事柄についてのルールを定めるものです。

### 景観協定

地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が指定できます。

住民主導の持続的な景観づくりの支援, 景観重要建造物・樹木の管理等を行うことができます。

### 景観地区 (都市計画)

建築物の形態意匠(形や色彩等)のルールを定めるほか, 高さや壁面の位置, 敷地面積の制限など必要なものを定めます。(都市計画で定める必要があります。)